

昭和五十年五月招集

第三回館山市議會臨時會會議錄第一号

館山市議會



目次

日時	.....	一
場所	.....	一
出席議員	.....	一
出席議員	.....	一
出席説明員	.....	一
出席事務局職員	.....	一
開會	.....	一
議長の報告	.....	一
議案の配付	.....	一
會議録署名議員の指名	.....	一
會期の決定	.....	一
提案理由の説明	.....	三
議案第四十二号ノ議案第四十五号(内容説明)	.....	四
議案第四十二号	.....	二
議案第四十三号	.....	二五
延會	.....	三六
本日の會議に付した事件	.....	三六

一、昭和五十年五月三十日(金曜日)午前十時

二、館山市役所議場

一、出席議員 三十名

一 番	吉田 勇治郎	二 番	伊藤 幸太郎
三 番	穴戸 寿夫	四 番	押元 稔
五 番	黒川 平治	六 番	鈴木 正義
七 番	本間 昭二	八 番	松下 正己
九 番	鈴木 稔	一〇 番	流山 源次郎
一 番	近藤 好雄	一 番	栗原 一雄
二 番	林 豊	二 番	石井 輝久
三 番	辻田 実	三 番	安西 益男
四 番	石井 武敏	四 番	渡辺 軍治郎
五 番	渡辺 昭夫	五 番	和田 一郎
六 番	田中 祿郎	六 番	五十嵐 昇
七 番	菊井 敏博	七 番	西村 真次
八 番	伊賀 多朝	八 番	藤田 益治
九 番	遠山 ヨネ子	九 番	石井 正
一〇 番	望月 照正	一〇 番	山口 康

一、出席説明員 なし

市 長 半沢 良一 助 役 島山 伝  
 収入 役 高木 哲三 秘書 課長 斉藤 武男  
 人事 課長 太田 博雄 企 画 課長 小沢 正治  
 庶務 課長 綱島 憲治 財 政 課長 長谷川 広治  
 稅務 課長 小倉 澄男 農 産 課長 岩崎 一郎

水産課長 谷 貝 茂 生  
 土木課長 飯 田 治 男  
 防災課長 羽 山 房 雄  
 鳩山支配人 野 中 圭 太郎  
 福祉事務所長 山 口 一  
 水道課長兼 大 嶋 重 義  
 衛生課主幹

〇議長(吉田勇治郎君) 本臨時会議案審議のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

一、出席事務局職員  
 事務局長 高 尾 豊  
 事務局長補佐 石 井 敏 夫  
 書記 兵 藤 恭 一  
 書記 鈴 木 哲  
 書記 安 西 良 一  
 書記 川 上 義 雄  
 書記 福 田 英 雄

〇議長(吉田勇治郎君) 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはございませんか。— 配付漏れなしと認めます。  
 本日の議事は、お手もとに配付の日程表により行ないます。

一、議事日程(第一号)

昭和五十年五月三十日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

〇議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。  
 三番議員 矢戸寿夫君、二八番議員 石井 正君以上両君を指名いたします。

日程第二 会期の決定

会議録署名議員の指名

議案第四十二号 館山市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第四十三号 館山市国民宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第四十四号 昭和五十年年度館山市一般会計補正予算(第一号)

議案第四十五号 昭和五十年年度館山市水道事業特別会計補正予算(第一号)

日程第三

〇議長(吉田勇治郎君) 日程第二、会期の決定を行ないます。  
 本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日から五月三十一日までの二日間といたしております。  
 おはかりいたします。会期を二日間とさめますことに御異議ございませんか。  
 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

会期の決定

開

会 午前十時四分開会

〇議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十九名、これより昭和五十年第三回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開き

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から五月三十一日までの二日間と決定いたしました。

### 提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） 提案理由の御説明を申し上げます。

本日、ここに第三回市議会臨時会を招集し、御審議をわずらわします案件は、条例の改正二件、補正予算二件でございます。

まず、議案第四十二号館山市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。附属機関につきましては市長の諮問に応じて審査または調査し、市長に答申するいわゆる諮問機関でございますが、現在、本市の附属機関は数が多く二十を越えており、しかも重複している機関あるいは諮問事項がほとんどない機関がありますので、効率的かつ合理的運営をはかるため各機関について再検討いたしました結果、本議案のとおり、附属機関の統廃合をはかるとともに関係する条例を同時に改正しようとするものであります。

次に、議案第四十三号館山市国民宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民宿舍の利用料につきましては環境庁が全国統一的に国民宿舍利用料基準を定め運用されておりますが、最近における諸物価の上昇により国民宿舍の健全な運営が困難となり、利用者に対するサービ

スの低下を招くおそれがありますので、これに対処するため今回環境庁自然保護局長から通達があったわけでございます。

鳩山荘の利用料につきましては、従来からこの環境庁の基準に合わせて運用されておりますので、これらの需要に対処するため今回の通達どおり、利用料金を改正しようとするものであります。

次に、議案第四十四号昭和五十年館山市一般会計補正予算でございますが、昭和四十九年度予算執行に關しまして、当初予算一歳入に土地売却を予定し三億円が計上されており、市長就任時その引き継ぎを受けた次第でございますが、就任後慎重に諸般を検討してまいりましたが、さらに将来にわたり十分な検討をいたしたい考えで、これを歳入欠陥いたしました。

なお、歳出面にも予定外の支出があり、このため、四十九年度決算において三億五百八十二万二千円の歳入不足を生ずることになりましたので、五十年年度予算を補正し、繰り上げ充用をしようとするものがおもなもので、このほか一時借入金の子の追加として八百九十一万六千円を計上いたしました。

補正財源としては市税、地方交付税等の歳入で一億七千七百七十四万円を予定し、歳出において県に対する負担金中より二千二百二十五万円と土木費において道路橋梁等工事委託料の四十六、四十七、四十八年度工事分元金中一億一千五百七十四万八千円の支払い年度の繰り延べによる減額補正をしようとするものであります。

なお、以上申し上げました歳入歳出予算の補正のほか、地方債補正と一時借入金の限度額の補正がございます。

次に、議案第四十五号昭和五十年館山市水道事業特別会計補

正予算でございますが、水道事業会計にかかわる一時借入金につきましては現在、限度額いっぱい借入れしており、今後約一億円程度の借入れが必要となりますので、一時借入金の限度額を変更しようとするものであります。

以上、説明を終わりますが、詳細につきましては関係課長をして説明させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上、提案理由の御説明を終わります。  
〇議長（吉田勇治郎君） 以上で、市長のあいさつ並びに説明を終わります。

## 議案の上程

〇議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第四十二号乃至議案第四十五号を一括して議題といたします。

## 議案の内容説明

〇議長（吉田勇治郎君） 朗読の上、これが内容の説明を求めます。  
（書記朗読）

議案第四十二号 館山市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について

〇議長（吉田勇治郎君） 本案に対する説明を求めます。

（企画課長小沢正治君登壇）

〇企画課長（小沢正治君） 議案第四十二号館山市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について、内容につきまして御説明申し上げます。

市長の提案理由にございましたように、附属機関等の、いわゆ

る各種委員会に関する改善措置としての条例の改正でございます。内容の第一点といたしましては、この条例の第一条の関係でございますが、館山市附属機関設置条例に規定されておりますところの各種委員会のうち、クジャク園運営審議会、奨学資金貸付選考委員会、酪農振興事業資金利子補給審査会、豊房育成牧場運営委員会の四つの委員会を廃止いたしました。冒頭にございます畜産奨励委員会と水道事業審議会の構成内容を一部改正しようというわけでございます。

廃止いたします中の、まづクジャク園運営審議会につきましては、クジャク園開設以来非常に順調に運営が行なわれまして、現実的には諮問事項がほとんどございませぬし、また、将来に向ってもこの運営審議会はなくしても、運営上支障がないと判断されるということ。

それから、奨学資金貸付選考委員会につきましては、これはそのつど貸し付け選考の委員会を開催してまいりましたわけでございますけれども、これをいろいろ検討いたしますと、いわゆる貸し付け基準をはっきり確立いたしますれば、そのつど貸し付け選考委員会を開かなくても、公平な措置として順調な貸し付けが行なえるはずであるという考え方でございます。

それから、酪農振興事業資金利子補給審査会につきましては、本来この利子補給対象決定につきましては、審査会の議を経なくてもよいたてまえとなっておりますわけでございますけれども、当初この貸し付けの利子補給につきまして慎重を期する意味から、別途に本審査会を設置したという経緯があるわけでございますが、今まで本事業を推進してまいりまして、特にこれを存続しなくと

も支障はないと判断できるわけでございます。そういう関係からこれも廃止に踏み切りたい。

それから、豊房育成牧場の運営委員会につきましては、本市といたしまして当初、これは未経験事業でございます。本来、畜産奨励委員会が担当する分野と考えられるわけでございますけれども、牧場運営専門の委員会を特に設けまして慎重を期したということがあるわけでございますけれども、現在まで牧場運営は非常に順調に推進されてまいりましたので、本委員会を一応廃しまして、本来の畜産奨励委員会に担当するように改正したいというところでございます。

このために、第一条の冒頭にございます畜産奨励委員会の構成内容を、従前は酪農関係者及び知識経験者二十四名以内、こういう構成でございましたのを、これをここに表にございますように豊房育成牧場の運営を担当していただくための構成内容といたしまして、市議会の経済委員会の委員長のある者、安房家畜診療所長の職にある者この二名を増加いたしました、従前の二十四名以内の酪農関係、知識経験者の二十四名以内を、二十三人以内というふうにいたしました、結果的に一名増員という形にいたしましたというものでございます。

それから、水道審議会につきましては、これは房州水道の買収という一つの大きな課題を推進する関係から委員数も多く、二十名という編成であったわけでございますが、一応この房州水道買収という事態も終結をいたしましたので、本表のように委員を十一名に改正したいというものでございます。これが第一条の関係でございます。

第二点といたしましては、第二条の関係でございますが、これは青少年問題協議会設置条例の内容改正でございます。青少年問題協議会の委員構成三十人以内とありましたのを、これを二十名というふうに変更したいというのがこの改正の中心でございますが、今までの青少年問題協議会の状況から定数は一応三十名以内であったわけでございますが、具体的、実質的な運営はほとんど二十名前後で行なわれてきておるといふ関係から実質的な二十名に改正しようというものでございますけれども、さらにこの委員構成の内容につきまして非常に細かくそれぞれの分野での職をうたって、その職にある者というよりな形の規定であったわけでございます。

これを、議会議員と、関係行政機関の職員と、学識経験者という総括的な三分類といたしまして、それぞれここに示しましたように割り振りの定数に改正したいというところでございますが、条文の内容を順を追って申し上げますと、まず第一条中、青少年問題協議会設置法をこれこれにということ、これは法律の題名がこのようにかわったということでございます。

それから、「第一条第二項」を「第五条」に改めるといふのは、いわゆる市町村に青少年問題協議会を設置する根拠の条項が、この法律の中で従前第一条第二項であったのが、今度は第五条にかわったということでございます。

第三条第一項中というのが、ただいま申し上げました委員の定数の改正内容でございます。

それから、第四条の改正は、この条例の四條の見出しが学識経験者の任期ということになっておりますので、これを学識経験者

を削りますと、単に任期というふうに改まるわけでございます。

それから、第一条第一項中「第十五号」を削るとするのは、従前学識経験者の委員についてのみ任期が三年というふうになりたわれておりましたのを今回、このような定数内容に改めますので、委員全員について任期を二年に改めるといふことでございます。

「ただし」を「ただし、」と改めるといふのは文章の用語の整理でございます。従前、ただしの下に点がなかったのを点をつけるというだけの改正でございます。

それから、第七条第二項中「関係機関の職員」を「関係行政機関の職員」に改めるといふのは、もともとこれをくわしくいいますと、関係行政機関の職員という意味であつたわけでございますけれども、今回これを明確化するといふ意味でございます。

それから、第八条を削るといふのは、第八条で、この青少年問題協議会の中に監事の制度を置くといふ条項でございます。この監事が市役所の関係課長がこの監事に選任されておつたわけでございますけれども、この青少年問題協議会運営につきましてこれは別段必要がないといふことで今回これを削るといふものでございます。

したがしまして、第八条が欠落いたしますので、次の第九条を第八条に繰り上げ、第十条を第九条に繰り上げていくという改正でございます。

それから、第三点が第三条の関係でございますが、一条、二条の関係でそれぞれ廃する委員会が生じてまいりますので、その委員の方たちの報酬の支給を規定しております非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の内容も削る改正をして

いかなければならないというのが第三条でございます。

別表第一号表月額報酬中公平委員会の項を削ると出ておりますが、これは附属機関ではございませんで、自治法の執行機関でございますが、この公平委員会につきましては、本年の二月十九日の臨時市議会におきまして公平委員会設置条例の廃止を議決していただきました、といふのは、市独自の公平委員会を廃止しまして、千葉県市町村公平委員会に加入するといふ前提でこの条例廃止をしたわけでございますが、本年の三月三十一日限りで本市独自の公平委員会は事実上消滅いたしましたので、この四月一日から千葉県市町村公平委員会という県下の一部の市町村で共同設置しております公平委員会に加入したためでございます。

別表第二号表月額報酬表のそれぞれの改正は、一条、二条で廃止されますそれぞれの委員につきましては、これは報酬が日額で規定されておりましたので、廃止されます関係上、その報酬の支給について削る改正をするといふものでございます。

第四点が、第四条、第五条の関係でございますが、これは館山市奨学資金貸付選考委員会の廃止に伴いまして、奨学資金貸付条例につきましては第四条、心身障害児童に対する助成に関する条例につきましては、第五条で改正内容を示してございますが、これがなくなりするため、それぞれの条例の中にございます館山市奨学資金貸付選考委員会の選考を経てという部分が削除されていくといふことでございます。

心身障害児童に対する助成に関しましては、従前、この選考委員会の選考を経て決定されておつたわけでございますけれども、これは奨学資金と同様に細部にわたつての助成の基準をはっきり

確立いたしますれば、この選考委員会の選考を一々わずらわさなくとも公平な助成がはかり得るといふ考え方でこのように改正しようとするものでございます。

次は、附則でございますけれども、第一項は施行の期日の関係をやうたっているわけでございますが、全般的には公布の日から施行いたしますけれども、第三条の月額報酬表すなわち公平委員会の報酬につきましては本年の四月一日からさかのぼって適用をする。四月一日にさかのぼって公平委員会はございませんので、そのようにさかのぼって報酬関係の条例も遡及適用をするというのが第一項の関係でございます。

それから、第二項は、こういう条例を改正いたしますと、改正前の適用と、改正後の適用と疑義を生ずる関係がございますので特に改組をいたします水道事業審議会と青少年問題協議会につきましても、現在のそれぞれの条例に基づきます委員があり、任期があるわけでございますので、それらの二つの委員会につきましても、この条例の施行の日の前日をもって現在の委員の方々にその職を解かれたものとみなしまして、この条例施行後新たに、新しい構成で発足させていくということの経過措置でございます。一応、概括でございますけれども、以上、議案第四十二号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田勇治郎君） 議案第四十三号朗読願います。

（書記朗読）

議案第四十三号 館山市国民宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

（鳩山荘支配人野中圭太郎君登壇）  
○鳩山荘支配人（野中圭太郎君） 議案第四十三号について御説明申し上げます。

昭和五十年五月二日に環境庁におきまして、国民宿舍利用料基準の改定が行なわれました。

改定の理由を申し上げますと、先ほど、市長より提案理由にありましたように、これは四十九年六月に改定がありました。その後における諸物価の上昇等により国民宿舍の健全な育成が困難となり、利用者に対するサービスの低下を招くおそれがあるというところでこれに対処するため、国民宿舍の現行利用料金を改定するものでございます。

ちなみに、現在全国で国民宿舍は三百二十カ所を数えておりますが、四十九年度の決算見込みは、三分の一にあたる百十カ所が赤字を出している現況でございます。

条例の第五条でございますが、これは予約金でございます。現行「八百円」を「千円」に改めます。

次の別表でございますが、これは字句の改正と、次にございますのが宿泊料でございます。現行、大人が「千三百円」、中学生「千五百円」、小学生「八百円」となっておりますが、これをそれぞれ「千五百円、千三百円、千円」に改めます。

次の、「三百円」でございますが、これは朝食でございます。

「七百円」が夕食でございます。これを朝食「四百円」、夕食「九百円」に改めます。

その下の「五百円」を「六百円」に改めますのは休憩料でございます。現在、一人五百円をちょうだいしてあるわけでござい

ますが、これを六百円に改めます。

したがいまして、今回は一泊二食で二千三百円から二千八百円になる予定でございます。

以上で、昭和五十年六月一日から施行したい。かように考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田勇治郎君） 議案第四十四号。

（書記朗読）

議案第四十四号 昭和五十年年度館山市一般会計補正予算（第一号）

○議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

（財政課長長谷川広治君登壇）

○財政課長（長谷川広治君） 四十四号議案の昭和五十年年度一般会計補正予算の第一号について御説明を申し上げます。

今回の補正予算におきまして補正をいたそうとするものは、第一条に記載をいたしております歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算につきましては今回、一億七千七百七十四万円を追加いたしました。歳入歳出それぞれ四十七億九百四十二万四千円といたしたい内容のものとございます。

歳入歳出の補正予算に対します各款項に対します補正は、二ページから四ページまでに記載をいたしておりますが、説明はのちほど八ページからの明細書により御説明を申し上げます。

今回の補正財源でございますが、特定財源が四千二百八万二千円、一般財源が一億三千五百六十五万八千円ということに相なります。

第二条といたしまして、地方債の補正をいたしてございます。

地方債の補正は五ページでございますが、第二表として地方債補正でそれぞれ記載をいたしてございます。

今回、新たに追加をいたしますものが、橋梁整備事業に対して千六百十万円を限度額にするもの。それから公園整備事業として土地の買収関係でございますが、開発公社から買い上げ分に對しましての起債関係で千六百八十万円を限度とする二件を新たに追加をいたしまして、なお、下の三件につきましては当初予算におきましてそれぞれ計上をいたしておりますが、新しい許可基準等から考えまして積算をいたしましたところ、補正限度額に掲げてございます消防施設整備事業費におきましては千二百万、富崎小学校のプール建設事業につきましては千三百四十万、公民館関係の建設事業これは債務負担に行なったものでございますが、これに対して三千三百五十万、これを起債の限度として申請をしてもほほ許可される内容でございますので、今回、財源関係から地方債の補正を計上いたしてございます。

それから、三条に記載をいたしましたものが一時借入金補正でございます。当初予算に三億円を御決議をいたしておりますが、本年度の一時借入れの予定額から考えまして、最高の限度額を五千万引き上げていただきました。三億五千万円を限度とするということをお願いをしたいものでございます。これはもちろん、三億五千万円を十二カ月借りるということではございませんが、最高の限度額でございますので、一時期にこの程度の資金操作をいたしたいと、かように考えておるものでございます。

引き続きまして、一一ページの歳出から御説明を申し上げます。今回、補正関係で大きなものは一三ページにございます前年度

の繰り上げ充用でございますが、この財源に充てるためにそれぞれ更正減額をいたしたものでございます。

そのうち、一一ページの農林水産業費のうち、水産業費につきまして二千二十五万を減額いたしました。これは船形、富崎漁港に對する工事の地元負担金でございますが、繰り上げ充用の財源関係から考えまして、支払い年度を一年ずらせるということで五十年分を補正をいたし、財源にしたものでございます。

次が、八款土木費の道路橋梁費におきまして、委託料で一億千五百七十四万八千円を減額補正をいたしてございます。これは四十六年度から行ないました道路の舗装関係の工事につきまして、それぞれ市の開発公社に業務委託をいたしたわけでございますが、当初予算におきまして一億六千七百八十万ばかりのものを本年度五十年分開発公社に支払いたいという予定でございましたが、繰り上げ充用の財源関係からやむを得ず一億千五百七十四万八千円だけ減額をいたしまして、会計年度の支払いを一年ずらせたいというものでございまして、内容といたしますと、四十六年から八十年までの元金のうち、五十年分すでに支払い済の八百十五万二千円を差し引きました額でございます。

次が一二ページ公債費でございますが、一時借入金金の利子といたしまして当初三百五十万ばかりを当初予算に計上いたしてあるわけでございますが、先ほど御説明を申し上げました一時借り入れの額を三億五千万にいたしましたために、大体金利計算を八%から九%の範囲内ということで概算算出をいたしまして、今回八百九十一万六千円を追加をいたしたいというものでございます。

それから、一〇ページにおきまして総務費で百万円、防災対策関係の減額でございますが、これは二年ばかり前から那古地区に急傾斜地崩壊防止事業として行なっておる工事の負担金でございますが、これも財源関係から支払い年度を一年繰り延べるという措置のものです。

あと、一二ページにございます十五款前年度繰り上げ充用金として三億五百八十二万二千円を計上いたしました。これは四十九年度の決算の予定でございますが、まだ二日ばかり日にちがございますので、正確な数字ではございませんが、大体歳出が四十二億八千九百二十一万二千円程度でございます。

これに對しまして、歳入が現在予定をいたしましてみますと、三十九億八千三百三十九万円という数字に相なります。

したがしまして、予定数字といたしましては三億五百八十二万二千円が歳出に對しまして不足をするということに相なるわけでございます。

この歳入の不足するおもなものは、市長の説明で申し上げましたが、四十九年度の当初に予定をいたしておりました土地の売り払いを延期と申しますか、四十九年度において執行をしなかつたものが大きなものでございます。そのほかに歳出におきまして、若干の予定年度を早めました支出、それから歳入におきまして地方交付税あたりが経済の沈静から予定以上の伸びが見られなかつたというものが入っておりますが、総額で三億五百八十二万二千円程度不足いたしますので、施行令の百六十六条の二の規定に基づきまして、歳入が歳出に不足をしたときに、翌年度の予算から繰り上げ充用の措置をせよというよりな規定でございますので、

それを適用をいたしまして計上をいたしましたものでございます。以上で、歳出の説明を簡単に終らせていただきますが、歳出総額一億七千七百七十四万円でございます。

次が、歳入でございますが、八ページからでございます。

繰り上げ充用をいたしますために、現在の時点で四十九年度の実績あるいは五十年年度の国の予算、県の予算等を配慮をいたしましてそれぞれ歳入を予定をし、当初予算との差額を今回財源として補正をいたしてございます。

市税といたしまして、市民税の法人分として二千二百八十七万一千円を今回計上をいたしてございます。これは四十九年度実績が四十八、九の伸長率でみますと、四六%弱伸びております。したがって、現在の経済の沈静状態からみまして積算をいたしました。一、二五程度の伸長率を使用いたしました。年間の調定総額を一億六千三百五十五万程度というふうに積算をいたしまして、それに収納率をかけまして今回財源として二千二百八十七万一千円を計上いたしてございます。

次が、電気税関係でございますが、八百五十五万五千円を計上いたしました。四十九年度実績が五千三百七十七万七千円ということでございますので、五十年度を逆算をいたしまして一五%程度の年間の伸び率ということでそれぞれ計算をいたしまして、年間調定額を六千七百七十五万七千円というふうにおさえます。当初予算との差額八百五十五万五千円を計上いたしました。

次が、ガス税でございますが、四十九年度実績が百八十八万二千円ということでございます。これは昨年度途中から発足をいたしました税でございますが、逆算をいたしまして昨年度程度の実

績はあるということ。年間の調定額を百八十八万二千円というふうにおさえます。当初予算との差額四十五万二千円を計上いたしたわけでございます。

次が、二款の地方譲与税関係でございますが、自動車重量の譲与税でございます。四十九年度の実交付額が三千百三十七万八千円でございますので、五十年度は四十九年度の一〇%程度の伸びということで積算をいたしました。年間の調定額を三千二百九十四万六千円というふうにおさえます。今回の計上額が三百九十四万六千円でございます。

次が、三款の娯楽施設利用税交付金でございますが、これも四十九年度の実績が五千二百三十八万八千円というふうに決定をみておりますので、これも一〇%程度の伸びは当然あるだろうというように予定で一一〇%ということで年間の調定を五千七百六十一万八千円というふうに積算をいたしました。当初予算との対比で六十一万八千円を今回計上いたしてございます。

次が、四款の自動車取得税交付金でございますが、これも四十九年度実績が四百五十万でございます。取得税関係は自動車の売れ行き等あまり活発でございませぬので、五%程度の伸長ということで考えまして、年間四千三百五十八万三千円というふうにおさえます。差額を六百五十八万三千円計上いたしてございます。

次が、六款の地方交付税でございますが、今回八千六百二十七万計上いたしてございます。これは昨年度交付税、普通及び特別とも調整額が出まして、予算にそれぞれ歳入欠陥を生じたわけでございますが、本年度は調整も若干とれるというよりなことで予

想をいたしましたして、昨年度の一〇%増というふうにおさえまして当初予算との差額八千六百二十七万を今回計上いたしてございませう。

七款の交通安全対策特別交付金として今回百三十六万三千円を計上いたしました。この交付金につきましてはすでに五十年内示がまいました。九百七十七万一千円ということでございますので同額でございます。

次が、国庫支出金と県の支出金におきまして、国民年金関係と水道関係、それから県税徴収交付金をそれぞれ計上をいたしてございます。これは、国民年金関係におきましては五十年の内示額、それから県の補助金につきましては県の予算からこの程度の伸長はみられるというようなことでそれぞれ積算をいたして計上いたしました。

それから、十七款が市債でございますが、今回三千七百八十万円を追加をいたしましたわけでございます。土木費といたしまして、道路橋梁関係で橋梁の整備費、これは四十九年度に債務負担で行ないました富士見橋のかけかえ工事に対します起債でございますが、千六百十万。それから公園整備関係として中央公園の用地の取得千六百八十万。

それから、消防と教育債につきましては、それぞれ新しい基準等によりまして、許可の基準があがっておりますので、その不足額をそれぞれ計上をいたしましたわけでございます。

以上、歳入をごく簡単に御説明申し上げましたが、歳入も一億七千七百七十四万ということに相なります。

以上で、簡単にございませうが、一般会計補正予算の説明を終ら

せていただきます。

〇議長（吉田勇治郎君） 次、議案第四十五号。

（書記朗読）

議案第四十五号 昭和五十年館山市水道事業特別会計補正予

算（第一号）

〇議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

（水道課長大嶋重義君登壇）

〇水道課長（大嶋重義君） 御説明申し上げます。

水道事業の特別会計におきましては、一時借入金当予算におきまして一億五千万御承認いただいたのでございますが、水道会計は四十九年度現在決算中でございますが、赤字が見込まれておりますし、五十年におきましては赤字予算を組んでおります。こういう関係で運営上、現在すでに一億五千万は限度いっぱいになり入れています。あと、今後の運営でございますけれども、おもなものにつきましては房州水道への支払いが残りの五千万でございます。それから企業債の返還が二千六百万、それから人件費関係で二千八百五十万、それから昨年に債務負担行為で大石のせきの取水工事を行なったわけでございますが、これに

対します支払い残額等もございまして、約一億三千三百万円支払いが予定されるわけでございますが、これに対しての歳入でございます。すけれども、水道料金が一回が大体千五百万でございます。これで、九月までで大体三千万に、その他が市からの出資金等も入れまして四千万余りが予定されますので、差し引きいたしまして約一億円程度の資金繰りが必要となつてまいりますので、今回お願いするわけでございます。

なお、起債の申請も実はいたしてございますが、これが十月頃には房州水道関係につきましてはまいる予定でございますので、その間の資金繰りが苦しいでございますので、今回限度額をこのようにお願いするものでございます。

よろしくどうぞ、お願いいたします。

〇議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午前十一時 二分 休 憩

午前十一時十七分 再 開

〇議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 質 疑 応 答

〇議長（吉田勇治郎君） 議案第四十二号について御質疑を願います。

〇一七番（石井武敏君） 何点か質問あるんですが、第一点はですね。四十二号の中の第一条の附属機関の統合という目的によります館山市畜産奨励委員会の制定ですが、これについてですが、どうやら畜産奨励委員会の構成等がかわっているようですが、これらの目的は、次のページにあります酪農振興事業資金利子補給審査会と豊房育成牧場運営委員会ですか、それらの統合をはかって合理化しようという趣旨であるとは思いますが、私は別の角度から、別の面からこれを考えてみたいんですが、といいますのは、畜産の奨励委員会そのもののあり方ですけれども、これはこのように改定されようとされる前は、委員長が酪農関係者から選ばれている。委員が知識経験者から選ばれている。二十四名以内によつて今までが構成されていると思うんです。

結局、館山市におきます畜産を大いに奨励していかうというそういう目的が、本来の目的からなんかはずれていくような気もするわけです。これは広く考えますと館山市の周辺、現在畜産がと殺されて市内に回わっておりますけれども、市内の人たちが供給している畜産物、これは全体の二五％に過ぎない、七五％は他地区から、輸入ということばが適当かどうか、輸入されてきているものによって運営されているわけですから、このへんの畜産委員会のあり方ですね、本来のあり方を、ただ三つのものを一つにして合理化しようというものはなくて、本来の畜産を奨励していくというあり方そのものに疑問を持つわけです。

ですから、この新しい構成になった場合に、そういう従来の目的というものが薄れはしないか。そういうふうに考えるわけですが、その点、どのように考えていらっしゃるか。

畜産というものは、非常に食生活の上で重要な地位を占めていることは、もういりまでもありませんが、畜産奨励委員会そのものの意義、あり方。そういうものが今後どういふふうにかわっていくのかという心配もありますので、その点をお考えをお聞かせ願いたいと思うわけです。

それから、館山市のクジャク園の運営審議会のことについてはあります。これは本来、市条例をみますと、「クジャク園の運営に関する重要事項を調査、審議し、市長に答申すること。」となつておるわけでございます。

私は、この項を削るといふ意味を考えますとですね。市長のお話しては諮問事項がないからというお話しでございましたけれども、そのクジャク園運営審議会の仕事の内容の中に、これは城山

全体のいわゆる運営といえますか、私はそれは含まれると思うわけです。安心して市民の人あるいは市外の人もそうですが、安心してクジャク園を訪れて、そうして楽しんで帰っていくというところに意義があるんじゃないかと思いますが、クジャク園を取り巻く周辺に起こるいろいろな事柄、それらの運営も含まれるのではないかと思われるわけですが、率直にいきますと、かつてあの付近にヘルメット事件が起きたのではないか、ちょっとしたいざござが起きたのではないかと思うわけで、本当はクジャク園なくして城山なしと私は思っておりますので、そうしたものを加味した運営というものは必要ではないか、そう思うわけです。

ですから、クジャク園の運営審議会をなくすということは、これから先問題が出てくるのではないかと思うんですが、過去に起きたまじったそういう問題を含めてどういうように解釈しておられるのか。全くこういうものは必要ない。そういうふうに思っております。全くとすか。どうですか。それをお聞きしたいと思えます。

それから、館山市奨学資金貸付選考委員会の削除でございますが、この御説明のときに、そのつど貸し付けの基準を定めていけばこれは必要ありませんというように御説明があったようですがここに一つの例を出しますが、この三月における選考に漏れました、漏れましたというより、申し込みの遅れた方がいると思われるか。これをお聞かせ願いたいと思えますが、以上、三つの点についてお聞かせ願いたいと思えます。

〇農産課長（岩崎一郎君） 第一点の畜産奨励委員のあり方、この

点につきましてお答え申し上げたいと思えます。

確かに、御意見のとおり実態はございます。と申しますのは、館山市古い時代からの畜産のあり方、実態と申しますと、やはり酪農業が非常に古くから発展しておったという事実、それと農業の当初は副業であつたかもしれませんが、現在では一部門として独立してあるという非常に量的な面もあり、畜産行政そのものの内容も酪農が最重要部門を占めておるといふのが現在の実態であろうかと存じますが、そのような観点からして、確かに酪農を重点的に取り扱っておつたということもございします。

しかしながら、これらはその他の養鶏あるいは養豚あるいは肉牛こういったものに対する奨励対策というものは決してないわけではございませんで、そのつど、これらの関係業者とやはり行政との結びつきそれらをきめ細かにやっておるわけでございしますけれども、ただ奨励委員会そのものの構成内容といまして、従来からの比重が圧倒的に強い。酪農業者あるいは酪農業を振興するというに、館山市の立地条件における畜産行政の成果というものがあげられるということで畜産奨励委員会そのものの構成、運営面もやはり酪農業者重点にあつたわけでございします。

しかしながら、そのような私ども担当されます事務といいたしましても、広く畜産業者多々あるわけでございしますので、今後のこういったことを検討し、運営面でそれを生かすように検討してまいりたいと思えますので、よろしく御了承願いたいと思えます。

〇土木課長（飯田治男君） 第二点のクジャク園運営審議会につきまして御説明申し上げます。

これは四十三年にクジャク園というものができまして、今まで

とういうものの経験がございませんので、運営に關しまして軌道に乗るまでこうした審議会を設置したわけでございます。

この審議会では、お話しのように城山公園全体ということはお考えておりませんで、一応城山の中のクジャク園だけの運営についての審議会でございます。実際に今まで四十三年から運営審議会が開かれておりますが、四十七年三月に一番最後開かれて、それから審議する案件もございませんで、開かずになっておりますので一応このたびこの審議会を廃止したいということでございます。

○福祉事務所長(山口 一君) 第三点の奨学資金の貸し付けに關しましての御質問でお答え申し上げます。

一応、奨学資金につきましては、条例の規定のように経済的理由によりまして就学困難という者に貸し付ける、というふうなことで、従来からこの選考につきましては選考基準というものを定めて、選考委員会の選考を経て貸し付けを開始してあるわけでございますが、先ほどの御質問で選考漏れというふうなお話してございますが、一応それは所得制限をつけておりますので、その關係で所得をオーバーした場合に一応選考から漏れるというふうな実態が出るのではなからうかと考えております。一応それは条例の規定に基づきまして、貸し付けの対象外というふうなことになるかと思ひますので御了承いただきたいと思ひます。

○一七番(石井武敏君) はじめの畜産奨励委員会ですか、このことにつきまして、館山市の畜産を論ずる場合には、安房郡下の畜産を論じなければならぬと思ひます。地域的にいひましても關連が非常に深いと思ひます。ですから、畜産の県南のあり方を論ずるときに、館山市だけを切り取って論ずる場合は非常に

少ないと思ひますが、いわゆる広域市町村的な立場からこういふたほかの郡市との連携、そういったものはこの委員会はどういうふうを保たれていくのでしようか。その点、教えてもらいたいと思ひます。

それから、クジャク園のことでございますけれども、私の見解に誤りがあったら教えてもらいたいと思ひます。

いわゆる、このクジャク園審議会の要綱の中の「クジャク園の運営に關する重要事項を調査審議し、市長に答申すること」と明記されておるわけでございます。クジャク園を安心して見物できるといふことは、クジャク園の運営そのものにかかわる範ちゅうに入ると私は判断しておりますが、どのようにお考えになりますか。

それからもう一点、貸し付け制度でございます。そうしますとこれは館山市の奨学資金貸付選考委員会がなくなるということはお職員だけで選ばれるということになるわけですね。この点、ちょっともう一回確認します。

○農産課長(岩崎一郎君) 畜産奨励委員の広域的な郡市との結びつき、連絡そのようなことでよろしいでしょうか。

これは、あくまでも畜産奨励委員会の運営と申しますか、諮問機関ということでございますけれども、確かに業種そのものが専門的でありますので、いろいろな意味で行政の一部を手伝つてもらう面もございします。そういう中で、一番連絡、結びつきの強いのは安房畜産農業協同組合これとの結びつきが酪農が主体というふうな事情が高いでございます。そういった面の結びつきが強いわけでございます。これは実働面ではございませんで、いろいろな

面の市そのものの連落に對しまして、やはり畜産奨励委員の方々の御意見なり、考え方なりをいただきまして、市の畜産の行政の運営面に反映させていくというよりな面で實際はやっておるわけでございます。

○土木課長(飯田治男君) 確かに、おっしゃるとおりでございます。運営の中には、そういった市民の方たちに安心してごらんになつていただきたいということでございます。こうしたことにつきましては、管理する私どものほうから現場の作業員なりを、そういう形で指導していかなければならないということで、私どものほうで現場へもまいりまして、そういう形で一応注意をいたしでございます。

○福祉事務所長(山口一君) 選考の関係でございますが、従来からも選考基準というものが設けられておりまして、それに基つきまして選考委員会で、いわゆる選考をお願いしておつたわけでございますが、今度は、この選考基準と申しますか、貸し付け基準を従来のものよりも、より充実した形、具体的なものにしていきまして、その基準に基づきまして事務レベルで公正な選考ができるような形にしていきたい。このように考えております。

○一七番(石井武敏君) はじめの畜産委員会につきましては了承いたしました。

それから、クジャク園の運営につきましてでございますが、多少の不安感が残るわけです。というのは、公園内の売店のAさんがクジャク園のほうまでいろいろと、ことばをかえていえば越権行為的なものがしばしば今までみられるというようなことも事実あったようでございます。ですから、そういった観点から、やは

り城山とクジャク園を切り離して考えるということは根本的に間違っているのではないかと、ですから、そういった審議会が今までそういったものが審議されなかったかもしれない。しかし、よりよい館山の発展のためにクジャク園を安心して見物ができる。非常に気持のよいところであるというように運営していくのが意義があるし、また、そうやっていかなければならないのだと思います。

ですから、それらの将来にわたつてのことを考えますと、まだ不安が残るわけです。城山の中で起きた傷害事件に關して保険が最近つけられたと思うんですが、そういった城山の中で、なんか傷害事件が起きたときに、市のほうで保険をつけると、日本火災の保険をつけたというようなことを考えましても、そのクジャク園の審議会というののもっていただくべきではないかというように思います。市長さん、どのようにお考えになりますか。

○市長(半沢良一君) お答えいたします。

クジャク園審議会は本来、クジャク園だけのものではないです。確かに石井議員さんのおっしゃる通りに城山公園全体の中の一環として考えなければいけないと思えますけれども、城山公園の全体の安全管理ということは、クジャク園の審議会とはおのずから別でございます。御趣旨はよくわかりますので、担当課の土木課とよく連携をとりまして、十分安全に市民が楽しめるような方向で指導していきたいと思っております。

○一七番(石井武敏君) クジャク園の運営、管理につきましては十分監督を要望しまして質問を終わります。

○一八番(渡辺軍治郎君) 第一点は今、石井議員のほうから質問

がありました畜産奨励委員会の問題ですが、この内容をみますと学識経験者、酪農関係者が二十三人と、議会のほうからは経済委員長長の職にある者が一人ということとで議会からの参加が非常に少ないように思われるんですが、酪農を将来発展させるといふ上から、やはり議員が参加するということがそれらのいろいろの問題点を議会に反映させるといふ意味では、議会からも参加をもっとふやす必要があるのではないかと、いふふうに考えますが、これはどういふふうに考えておられるのか。

それから、水道審議会の委員ですが、説明では房州水道の買収が終つたので、委員を二十名から十一名に減らしたといふふうに説明されておりますが、買収は終つても館山市の水道事業というのは、買収の前よりもっと事業実態というものが非常にむずかしい状態が出ていふと思つてすよ。これは簡易水道、宮城水道中央水道といふふうにいろいろ分れて、水道課のほうでは料金改定の問題も考えていふようですが、いろいろ複雑な状態、給水の現状あるいは料金の改定いろいろそういう問題をひかえて、委員を減らすよりはむしろふやすほうが妥当ではないのか。今までの二十人でやるべきだといふふうに考えますが、その点はどのようにお考えになっていられるのか。

それから、クジャク園の問題が石井議員のほうから出されましたが、御答弁ではクジャク園も城山全体の問題として考えていきたいといふことですが、公園運営審議会というふうなもの、説明では聞いておりませんが、つくってはどうかといふこと、館山は都市公園として建設省所管にもなっております。こういう二重の状

態の中で、沖の島も都市公園に指定されていると思つて、あるいは館山の海水浴場周辺をみても、館山市の将来の観光といふようなことも考えて、公園に対する考え方を相当やっばりそういう立場からみる必要があると思つて、ですから、クジャク園も、城山公園も含めて、それで運営審議会というふうなものをつくる考えがあるのか、ないのか。あつたほうがいいと思つたのか、ないほうがいいと思つたのか。その点をお聞きしたいと思います。

それから、青少年問題協議会設置法の人員の問題で、三十人を二十人といふことで、説明では実質的に二十人ぐらいの人が参加しているといふことでの改定になっていますが、こういう問題を発展させるためになぜ三十人の人たちを参加させるようにやつたこなかつたのか。その点をお聞きしたいと思います。

それから、石井議員のほうから問題が出されました奨学金貸付選考委員会の廃止と、心身障害児童に対する助成条例の一部を改正するという館山市奨学金貸付選考委員会の選考を経てといふのを削るということ、説明では事務的なレベルで細かい基準をつくつてそれでやるから十分だといふふうなお答えですが、細かく規定する規定の細則が示されないで、ただ、この委員会を廃止するということではちょっと納得できないわけですよ。石井議員のほうからも出されたように、ただ事務レベルにまかせてそれで問題はないのか。したがって、そういう点を検討する上でも細目の規定が示されないと審議にならないと思つて、その点はどういふふうにお考えになっていられるのか、聞きたいと思つた。○農産課長(岩崎一郎君) 第一点の畜産奨励委員会に対します議会の関係でございますが、従来は、御承知のように議会の代表と

しての人数はお願いしてございません。今回はじめてこのような議会の代表といたしまして一名お願いするということになったわけでございますけれども、この数の問題でございますが、私も十分このようなことも検討してみたいわけでございますけれども、やはり酪農そのもの内容からいたしても、確かに議会の方が入っておられることはいい面もあるわけでございます。これはあくまでも市長の諮問機関でございますので、いろんな素案がたくさん出ます。御意見も出ます。こういった中で、これらを煮詰めて議会にお願いをいたすわけでございますので、できればそういったような方の、議会でない方の意見をやはりちょうだいしたい。こういったふうなことで従来あったわけでございます。

しかしながら、今後の畜産奨励委員会のあり方と申しますのはやはり豊房育成牧場こういった実施項目も掲げております。これらの運営面につきましても関与いたすことにならうかと存じますので、完全な管理を、条例にありますような運営をまいりますために、やはり議会の代表者がなくてもならないじゃないかと考えたわけでございます。今回のところ代表として一名でございませけれども、従来なかったということでございますので、はじめて一名をお願いすることで御了解願いたいと思っております。

○水道課長（大嶋重義君） 第二点の水道審議会の委員の数について御説明申し上げます。

たしか、現行では二十人でございまして、今回の場合に約半数の十一人という数に半減するわけでございますが、当初この審議会をつくります動機は、先ほど市長からのお話もありましたように、房州水道の買収という大きな市にとって仕事に取り組むと

いうようなことで、なるべく人数を多くということでも二十人にしただけでございますが、いろいろと問題がありましたけれども、一応買収も過ぎましたので、今後残る問題は水道関係におきましては料金の改定あるいは拡張事業等がおもな当面の問題になるんじゃないかと思うっております。

房州水道を引き継ぎまして現在一月あまりたちまして、いろいろとはじめて受け持った問題もないわけでもございせんけれども、こうした面につきましては、そう審議会に広くかけなくてもあるものにつきましては水道課内で解決できるものもあるように思います。

しかし、いずれにしても水道事業は今後館山市にとって大きな課題でございますので、私もは一応この人数で市長の諮問機関として十分目的が達成されるように運営いたしてまいりたいというところで今回このような人数にいたしましたわけでございますので、よろしくひとつ御了承いただきたいと思います。

○助役（畠山 伝君） 第三点の公園運営審議会をつくったらどうかというように御意見でございますが、ただいま観光事業審議会があるわけでございまして、その中にやはり観光資源の保護あるいは育成というようにございまして御審議いただいておりますので、その中へ含めまして今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○福祉事務所長（山口 一君） 第四点目の青少年協の条例改正の問題でございますが、従来三十名の委員の方をお願いいたしまして平均いたしまして年一回程度の協議会をお願いしておいたわけでございますが、先ほどの説明のように出席が必ずしもよくなかつ

たということですが、実は市内の各界の代表者の方々をお願いしております関係上、いろいろとおいそがしい方もございまして、私どものほうも開催のつど御便宜をはかりまして開催しておったわけですが、たまたま出席があまりよくなくかつたというよりな実態でございます。ただ、今回の改正につきまして、実績がわるかつたから定員を減らすという点が大きき原因でございせんが、改めまして市内の各界の代表の方をお願いいたしました、この定数により今後の青少年対策に取り組んでまいりたいということでございますので、御了承いただきたいと存じます。

それから、五項目の奨学資金の基準の関係でございますが、実はこの貸し付けの対象につきましては条例、規則等によりまして規定されておりますので、その細部の問題につきましては貸し付け基準により従来選考を行なってきたわけでございますが、その基準のおもなものといたしますと、所得制限額あるいは本人の成績人格等がおもなものでございます。それらにつきまして現在検討中でございますが、御承知のとおり、本年度の貸し付けの選考は終了いたしました。この問題の発生いたしますのは来年になるわけでございますので、それまでにこの基準の具体的な内容を検討してまいりたい。このようなことで現在検討中でございますので御了承いただきたいと思ひます。

〇一八番（渡辺軍治郎君） 御説明で新しく、畜産奨励委員会の問題ですが、議員を一人入れたということですが、経済委員長職にある者ということですが、議員の中にも酪農関係で造詣の深い人もいると思ひます。そういう専門的な知識を持った議員も

いるし、そういうような人が畜産の将来の立場に立ってお互いに広く意見を聞くと、そうしてそれを議会に反映するということでは議員の数を、経済委員長だけではなしにもつとふやしていいと思ひますよ。学識経験者の数をみますと、専門家の数をみますと、二十三人かなり多いわけですが、それと比較して議会に反映させるそういう人員の数が少ない。

こういうことで、これはここに出ていますから、ここでこれを修正するというようなことはむずかしいかもしれませんが、近い将来こういふ人員をふやす考えがあるのか、ないのか。今、私のいったような必要性からみてそういう考えがあるのか、ないのか。これひとつ、市長さんにお答え願ひたいと思ひますが、まず一つずつ。

〇市長（半沢良一君） ただいまの委員の議員さんの数をふやしてという問題でございますけれども、経済委員会の委員長さんにお願ひいたしました理由は、畜産というものを単に畜産だけでなく、館山市全体の経済の上から高い見地からみていたただきたい。そういう意味で、経済委員長さんにお願ひをいたしたわけでございます。

確かに、お説のとおり、酪農に知識経験豊かな方々が議員さんの中にいらっしゃることも十分存じておりますけれども、そういう方は委員の定数をきめないで、酪農関係者あるいは知識経験の中で委員になっていたただきたい。そうしてこの畜産奨励委員会の十分な活動に寄与していたただきたい。このように考へておりますので、今のところ、委員の議員さんの数をふやすつもりはございません。

〇一八番（渡辺軍治郎君）　そうしますと、知識経験者とか、酪農関係者の中に議員が当然選ばれるという前提に立っているわけですか。

〇市長（半沢良一君）　当然ということばがあたるかどうか分かりませんが、十二分にこの条文の条項で入れていきたいと考えておるわけでございます。

〇一八番（渡辺軍治郎君）　次に、水道審議委員会のあれですが、かなりこれから水道事業が困難な状態にあるということは御説明でもわかるかと思うんですよ。広くやはり意見を求めるという立場と、将来かなり大きな重要な問題をかかえていますから、そういう点であまり効率的、合理化とかそういう点だけが強調されて、実際の水道事業を本当に市民のために役立つようなそういう事業として発展させるためには、やはり広く意見を求めるといって、当然議員は市民の代表ですから多くやはり参加して、房州水道買収するときは相当やっぱり活躍されたと思うんですよ。

これからの水道事業を考えても、私は十一名に減らすよりも今までの人数でやっていくのが妥当ではないかというふうに考えていますが、この点はおそらく説明しても人員を減らしたということかもしれないんですが、非常に人員が減っています、これからの水道事業を考えても、むしろふやさなければいけない状態ではないかと思いますが、市長さん、どういふふうに考えますか。

〇市長（半沢良一君）　一般論といたしまして、私は各種委員会の運営につきましては幅広く人数を多くして、幅広く意見を聞くというところも一つの考え方でありますけれども、現実の運営からいいますと、大ぜいの委員が必ずしもその人たちが活発に活躍して

くださるとは限らない。先ほどのお話しもしました青少年協の問題にいたしましても必ずしも出席がよくなかった。私は「船頭多くして船、山に登る」ということわざもございましてあり、ある程度人数を少くして、その方々に十分な活躍をさせていただく。そのほうが効率的な運営がはかれるのではないかと、そんなふうに考えておりますので、水道審議会の場合にも、私もかつてその水道審議会の委員をしたこともございますし、その経験からいいますと、二十人はいららないんだ。十一人でよろしいじゃないかと、いうふうに考えまして御提案申し上げたわけでございます。

〇一八番（渡辺軍治郎君）　公園運営審議会をつくったらどうかというところで、御答弁では観光運営審議会のほうで観光的な立場からその問題を取り上げるといふような話でしたが、石井議員のほうから出されたように、城山公園というそういうものも含めて公園の運営ということがかなり重視されているわけです。そういう点からは、観光とはちょっと違った面もあるわけです。しかし、観光の中にこれも含むということでしたら、今までの観光運営審議会の内容ですね。そういう点では、はっきりさせて国定公園と城山公園は都市公園だし、沖の島も含まれますし、いろんな公園もあるわけです。観光のほうでは考えていると思いますが、城山の問題もありますから、その位置づけをはっきりさせられるかどうか、お伺いいたします。

〇助役（島山　伝君）　お答え申し上げます。確かに、公園専門の審議会等もたいへんけっこうな御意見だと思っておりますけれども、この観光事業審議会の中にも議員さんもお願ひしてございます。そうしたことで今後その方向は、これはやは

り土木課、観光課またがりますけれども、両方これは一緒にいたしまして、この中で御審議いただくように今後お願い申し上げます。と思います。

〇一八番（渡辺軍治郎君） 課が分れて運営されているわけですよ。そこらが非常に取り上げる場合でもかなりむずかしい面が出てくるんじゃないかという関係がありますから、この点はひとつ十分私は研究してもらいたいと思います。

それから、奨学資金や、心身障害者に対する助成や、そういうようなことを細目がまだできていないわけですから、これを選考委員会を廃止した場合ですね。問題なしにいけるような、そういう細目をつくってもらいたいということを希望としてつけ加えて質問を終わります。

〇一六番（安西益男君） 前議員等の回答で大体了承したんですが、まず、水道事業審議会たしか今まで二十名おったわけですけど、私もその一員でございましたが、たいへん人数多いんですけども、発言する人が少なかった。十一名になった場合に非常に関心の強い、実質的に水道に大きな市民の代表としてのそういう人選をしていただきたいということを、これは強く希望していただきます。

それから、クジャク園の件でありますけれども、確かに問題があったわけでございますので、ご存じのように昨年でしたか、公園の売店におる五十嵐という男ですが、非常に横暴でございまして、ご存じのように新聞紙上にも大きく発表されたあいつた事件があったわけです。そのせがれさんがクジャク園の職員であるという件から、さっき石井議員のほうからお話しになったように

ヘルメットをかぶって、こん棒を持って一般市民をおどかしたというの事実でございますので、そうした越権行為は十分監督していただかなければならないという点を、監督できるかどうかというところが非常に心配なんです。特に親子関係にありますから、今まであまり監督できなかったというところはあの事件からはっきり申し上げられるので、そういう点はやはりあいつたこの場所において、市民に一切の不安感を与えないというきびしい監督をしていただく。廃止することは私はいんじやないかというふうに考えますけれども、そういう監督という面では十分親子関係にある立場から非常に常人に理解できないようなあいつた横暴ないろいろなことを繰り返しておるようでありますけれども、十分監督できるかどうか。そのことだけ、ひとつ関係課長さんからお聞かせ願いたいと思います。

〇土木課長（飯田治男君） 去年はそういうことが起こりましたが、その後私どものほうも指導いたしましたので、そういう事件は起きておりません。今年も田村病院との問題も、円満に花見も済みまして、現在も田村病院は散歩として毎週月、火利用しておるようでございます。帰りには必ずクジャク園の中も一回わりして帰ってきております。

〇一五番（辻田 実君） 関連して二点、あと一点、三点御質問申し上げます。

まず第一点は、今質疑がかわされておりましたクジャク園の問題でございますけれども、このクジャク園の運営審議会の廃止については他の委員会の委員の廃止とは、ちょっと性格が違うんじゃないかという感がするわけですが。

と申しますのは、当初クジャク園運営審議会というのは、クジャクを導入して観光と館山市の産業開発ということでこれを普及していくというものをもってスタートしたというふうに記憶しております。その後、いろいろこれらの問題については質疑がなされてまいりまして、あれが市の産業というんですか、農家等の副業、そういうようなものとしては十分じゃないというような意向が出てきておるけれども、それについてはまだビリオドが打たれてないと判断しておるわけでございます。

そこで、その問題についてはもうすでにクジャク園のクジャクの副業的な普及というような面については断念されたのか。これらの問題について断念する場合には自然解消的にやっけていって、念を押してあれは副業として失敗したんだからということ、行政でできないので、こうした形で解消していくものなのかどうか。その点について、私はまだちょっと結論が不十分じゃないかという気がするので、その点についてはどのように考えておるのか。まず聞きたいわけでございます。

この点が明らかになってまいりますと、公園の中の観光の一つとしてのクジャク園ということになりますと、私は規模、その他からいってももう少し考え方があるんじゃないかというふうに考えられるわけでございます。飼料費だけでも百五十万、さらに医療材料費が二十何万という膨大なものをあそこに投入しているわけでございます。確かに、少ないよりは多いほうがいいにきまっておりますけれども、当初、あそこにいる職員の方についても久留米のほうに技術指導をというようにすることで何カ月間か派遣しまして、そうして商業的なベースにのれるということをお

提にしたところの技術指導、教育をさしたと思うんです。ただ、公園の管理人ということだけのものじゃなかったのじゃないかと思われたいわけでございますけれども。

ということになってきますと、私はクジャク園の審議会というものは、むしろ観光の一端というよりも、従来のケースにおきますと、そういう副業的な面をやるので、公園とは別に特にこのクジャク園審議会が設けられてやってきたように思いますけれども、そうなると、二番目の質問になるわけでございます。するけれども、今後は、あそこクジャク園ですか、いろいろ小鳥も飼っておりますけれども、あの適正規模というようにものについて考えられるのかどうかということ。頭数相対します。そうして他とのバランスもあります。市も相当これに対しての支出が高まっております。この点については、今までは産めよ、増やせよということでもって、少しでも増えたものは売却してあそこの経費、飼料費に充てていくということですが、その成果はそれほど大きくは出てないんじゃないか、若干出てきておりますが、そこらについての考え方はどうなっておるのか。その全体の上に立ったところの審議会の解散なのか、どうなのか。

これは今、論議されておりましたように、公園管理という部分の中でもってすでに私が質問したようなことについては、もう結着がついておるのか。行政レベルでついておるんだら、ついておるといふ形で、どのように処理されたのか、その点について御答弁をいただきたいというふうに考えております。その点について、クジャク園については二点について御質問するわけでございます。

それから、畜産振興審議会の件についていろいろと質疑が出ておたわけでございますけれども、すでにその内容については了承しておりますけれども、ただ一点、はつきりさしていただきたいと思うわけでございます。

それは、確かにこの審議会においては酪農審議会的な要素が非常に強いということは認めると、課長答弁によりますと、比重が高いことはやむを得ないことである。こういうことでもって答弁されておりました。今後、この酪農審議会の若干の手直しした中におきまして、総合的な審議会というような意向、方向をもっておるのか。それとも従来の形の酪農に比重を置きながら、従来を踏襲していくのか、どうなのか。この際、この改定をめぐって一七番議員から出ておりましたような養豚、さらには養鶏こういうようなものを含んで総合的なものにしていくのか、どうなのか。こういう意向がこの改正案の中にあるのか、どうなのか。そういう人選の用意がされておるのかどうか。その点についてひとつ、明確にしたいいただきたいというふうに思います。

それから、第三点目に青少年問題協議会の項でございますけれども、字句の問題でございますけれども、ここに行政機関の職員ということについての「行政」ということを入れることになっておりますけれども、字句のことでございますけれども、警察署や裁判所こういう機関は行政機関というふうに判断していいのか。どうなのか。司法機関なのか、どうなのか。その点について伺いたいわけでございます。

と申しますのは、かなり青少年団体の中においては福祉、輔導育成というこの三つが一つの柱になっているわけでございます。

ある部面では、むしろ司法機関というふうに私ども解釈しておるところの裁判所の調停委員だとか、警察署の署長とかそういう面警察官、裁判官についても行政的な面と、司法的な面というものがあるかもわからないけれども、そういう署長とか、そういうものについてはどうなるのか。

この点については行政機関、そういうことにしほって、それらの司法機関の者については学識経験者という中に編入する意向なのか、どうなのか。当初の原案についてはそういう点を加味しまして、関係機関という形でもってなされておったのではないかと思います。この行政機関ということについては青少年問題協議会の性質上、むしろそういうことを前提にしながら幅を狭め、なおかつ、人員を減らしたと、こういうことに判断していいのかどうか。

字句の問題でございますけれども、私は当初の青少年協の条例が発足するときには、そういう含みをもって、むしろ行政とか、そういうものははずされておたのではないかとというふうに判断しておたので、その点について改めて御質問する次第でございますけれども、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○土木課長（飯田治男君）　クジャク園のそもその始まりの問題でございますけれども、私、久留米に行っているいろいろ向こうをみてきたんですけれども、そのときの前市長の話では、あそこはクジャク園をつくってそれを分譲するということは全然考えておらなかったわけでございます。はじめは久留米で、現在、行川でやっておりますああいふ形でクジャクを歌舞させたらどうかということでは考えたいわけですが、ところが、現地をみますと、ちょっと敷

地が狭いということで、あそこにクジャクを、現在約百五、六十羽おられますけれども、それぐらい飼えば、一羽、二羽見るよりも見る方たちが壮観な感じを受けるのではないかとということで、今まで人工ふ化をしましてふやしてきたわけです。実際に、あそこにくられる方たちに今、聞きますと、よそではあれだけのところに、あれだけのクジャクがまとまっているところはなないということとでだいぶ好評を博しているわけです。

現在まで、クジャクの分譲をいたしましたのも約五十羽ぐらい市内の希望者よりも他地区から希望がありました出している。その他に、ほかの市町村から、前橋からですか、現在おります黒鳥なんかクジャクと交換するという形で入れていただいております。年々三十羽程度ふえていくと思っておりますけれども、できればもういったふえた時点で、これは親鳥は今度は卵を産まなくなりまして、また現在、城山のクジャク園にいないような鳥を入れて皆さまに見ていただくというふうな計画で今、進めておるわけでございます。

○農産課長（岩崎一郎君） 第三点の畜産奨励委員の構成の内容でございませけれども、確かに総合的な畜産行政でございまして、なるべく早い、これは任期がございまして、現在の任期が終了しました次の任期の時点で前向きな姿勢をもって人選を検討してまいりたい。そういうふうにご考えておりますので御了解願いたいと思っております。

○福祉事務所長（山口一君） 第三点目の青少協の件でございませが、今回の改正でお示しました関係行政機関の職員という表

現でございませが、これは青少協設置要綱の七条三項にそのような表現で規定されておりますので、それをそのままここに掲載させていただきます。

なお、警察署、裁判所は行政機関かどうかという問題でございませが、これはいろいろと考え方もあろうかと思ひますが、一応現在の段階では、あれは関係行政機関という形でこの中にお願ひしてまいりたい。このように考えております。

○一五番（辻田実君） 了承いたしました。

クジャク園の問題についてでございますけれども、と申しますと、今のクジャク園は結局公園というんですか、小鳥園というんですか、そういう色彩にしていこうということになるんじゃないか、そういうふうにするということになるわけですか。

ということば、やはり今いろいろな答弁がありまして、それ以上あれしませんが、一応従来、当時議員やっていた人たちは、かなりあの議事録等を見ても、クジャク園はクジャクとしてこれを営業的、普及的な面が強かった。したがって、当時城山公園審議会でなくて、クジャク園ということによって、それが順次小鳥が入り、いろんなことでもってあそこに行きますと、実際問題として小鳥とクジャク、クジャクはかなりウエイトを置いておられますけれども、白鳥とかサルとかありまして、かなりそういうものになってきておりますので、それはそれで私ほけっこうだと思ひますけれども、私は当初そういう面があったのじゃないか。現在そういうことは考えておらないと、クジャク園としてですね。そういう色彩というものはこれをもってかなり公園の一环としていくという中に移行するということになつたわけですね。

そうしていくということではこれをやめたということになっていいんですか。

○土木課長（飯田治男君） クジャク園これは最初につけた名前ですから、クジャクを主とした小鳥をあそこで飼うということで当初購入しましたクジャクが四十羽でございます。その他に白鳥だとかアイガモ、尾長鳥、山鶏とかいろいろの小鳥を買ひまして、そうして開園したわけでございます。

今後も、こういったような小鳥をあそこで飼育していくということで皆さまに見ていただくといい形で、クジャク園を運営していくということでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

### 委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案を委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

### 討 論

○議長（吉田勇治郎君） 討論を行ないます。

○一八番（渡辺軍治郎君） 私は、館山市附屬機関設置条例の一部を改正する条例の制定について反対いたします。

というのは、この全体をみますと、一つの流れとして自治省の

総需要抑制ということで合理化を中心としてかなり自治体を締めつけるというような状態が出てきています。

そういう流れの中で出てきたこの合理化ですね。これは効率的な運営といっても、その本質はそういう一般の、たとえば私は、この中にある水道事業審議会の構成員の問題でも、人員を非常にしぼって、水道事業はこれから先非常に大きな問題かかえているわけです。料金問題とか、水道の普及の問題とか、かなり市民にとって切実な問題を含んだという重要な水道事業審議会委員を約半分に減らすというようなことについては、これは反対であります。

この中には、若干質疑の中で述べたように賛成する面もありますし、期待する面もありますが、全体としてこの附屬機関設置条例の中の、特に水道事業審議会の問題については賛成することができませんので反対いたします。

○一三番（林 豊君） 私は、賛成の立場から討論を行ないます。

今、いろいろ質疑がかわされました、かなり当局の答弁においても発展的に合理的な統合を考えていくんだということで、少数精鋭主義でこの問題に臨みたいというような考えがうかがわれます。そういう少数精鋭主義を期待いたしまして、私は賛成をいたします。

○一二番（栗原一雄君） 議案第四十二号には賛成するものでございます。

附屬機関設置条例等の改正については、今日までもちろん数年間市長の諮問機関として運営され、その間に必要に応じて内容については審議、審査等されてきたのでございます。市長の諮問機関

としての使命は、私は十分果されてきたものと考えますので、しかしながら、時代の推移に伴いそれらに対応した条例の改正は必要であると考え、以上の理由により賛成いたすものでございます。  
 ○議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。――討論なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案に対する採決は起立により行ないます。  
 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

午前の会議はこれにて休憩とし、午後の会議は一時三十分開会といたします。

午後零時 十八分 休憩  
 午後一時三十一分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 午後の出席議員数二十五名、休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 議案第四十三号について御質疑を願います。

○二三番（菊井敏博君） 国民宿舍の料金、この条例を改正する、この質疑をする前の問題かもわかりませぬけれども、これに関連

して半沢市長さんにお聞きしたいわけですけれども、市長は、この鳩山荘そのものが館山の、特に西岬地区の観光面に果した役割は現在終っているんだ。存続の要があるかないか、私は非常に疑問があるので、市長さんが鳩山荘そのものをなくするのか、このまま続けるのか、存続というものはっきりした上でないと、どうも審議というものがしにくいので、その点ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○市長（半沢良一君） 御承知のように、鳩山荘は四十九年度赤字を出しております。そういうことから、もしあれをそのまま続けるといういたしますと、ご存じのように非常に老朽化しております。耐用年数もきているような状況でございますので、もし続けるとすれば、これは根本的な改修をするか、あるいは全然新しく建て直すか、そういう状態でございますので、現在の鳩山荘があれができました当時から今日までの経過をみますと、確かに館山市の観光、特に西岬地区の開発という点で非常に大きな力になったことは、これももう皆さまお認めくださるものと思えますが、大體利用者が市内の方が利用するのではなくて、市外の方が利用するわけでございます。今のままで市外の方のために赤字を館山市がしょって経営することはどうかと考えておりますので、そういう観点から膨大な経費をかけて新しくつくり直すのがいいのか。それとも、今までの歴史的な使命を終わったという考え方に立ってこれをやるのがいいのか。その点については十分慎重に検討いたしたいと考えておるわけでございます。現在の段階ではこれをやめると申し上げることはできかねる状態でございます。

○二三番（菊井敏博君） 市長が迷っていると、鳩山荘そのものが

非常に修復しなければならぬ。また、大きく改造しなければならぬ。いろいろの面でサービスの面がおろそかになるわけですね。そのような段階で料金値上げということは非常に疑義があるので、お聞きしたわけなんです。

○市長(半沢良一君)　しかし、少なくとも現在まだ続いているわけでございますので、その赤字幅を極力減らしたい。そういうふうに考えているわけでございますので、これは先ほど支配人のほうから説明いたしましたように、環境庁の指示によって料金がきまっておりますので、環境庁の指示が今度このよう新しい値段に、料金にかかりましたので、廃止するかどうか決定いたすまで新料金で赤字幅を少なくしていきたいという考えで提案いたしましたわけでございます。

○二三番(菊井敏博君)　一つは、市長が非常に迷っておられることが行政上まずいという点もあるので、なるべく早く市長の結論というものを考えていただきたいことを要望して終ります。

○一八番(渡辺軍治郎君)　説明では、環境庁の料金基準の改定があったから値上げをするというような説明ですが、また今、市長の御答弁では、赤字だから上げなくちゃいけないというように説明もありましたけれども、三月予算では料金改定が四十九年六月に改定されました、三月の予算では歳入として事業収入を一四・七%増として見込んでいるわけですね。この予算面で赤字にはなっていない。一般会計からの繰り入れもないわけです。ただいまも説明がありましたように、鳩山荘がかなり老朽化して、近代的な一般国民宿舎とはかなり違うわけですね。そういう設備、その他の状況からみましても、値上げをするのはいくら環境庁の

指示があったからといっても非常に無理ではないか。

それからも一つは、観光政策上非常に役に立ってきたといわれていますが、確かに今まで館山市を紹介する上で鳩山荘が役立ってきていると思うんです。

これから先も続けていくとすれば、当然これは料金を上げるんではなしに、四十九年六月に改定された料金で予算も組んでいるわけですから、そういうものを実施していく中で赤字が出てくるというふうなことだったら、これは考える必要があると思うんですが、ここで、さらに六月一日から五百円値上げをするというふうなことは観光政策上からみても、私は観光政策上からみれば、赤字であっても安い料金で、食ゼんに相当のものものぼるといふことで、これは観光政策上そういうことが必要ではないかというふうに考えていますが、料金を上げればそれもマイナスのようになりになる。市長はサービスというふうなことをいっていますが、これはサービスに逆行するような結果のほうにむしる強いんではないかというふうに考えますが、その点をどういうふうにみていいのか。御説明願いたいと思います。

○市長(半沢良一君)　確かに観光面から考えれば、料金は赤字が出て低くおさえてサービスするほうがよろしいとは思いますが、けれども、館山市の現在の財政状況ではそれほどゆとりがございませんので、できないことだと考えております。

○一八番(渡辺軍治郎君)　市長は、赤字だからというふうなことをさっき答えたわけですね。しかし実際には、赤字になつてないわけですよ。だから、ここでもって料金を上げれば、サービス材料費そういうようなものを引き上げればどうかわかりませんが

今までの状態を続けるとすれば赤字にはならない。これはどうい  
うあれですか。

○鳩山荘支配人（野中圭太郎君） 申し上げます。

予算編成は確かに歳入歳出ゼロということでございますが、予  
算で見込みました利用客と、それから実際に入ります利用客の差  
と申しますか。たとえて申し上げますと、予算では二万人を見込  
んでも、実際は一万七千人しか入らないというような場合がござ  
いますので、その場合、三千人のマイナスそのような結果が出て  
きます。

○一八番（渡辺軍治郎君） 説明を聞きますと、赤字だからという  
理由にはならないと、ただ、見込みとすればどうなのかわからな  
い話ですから、一応やってみた上で、赤字ならば考える。

市長さんがいうように、鳩山荘を存続するかどうかという問題  
も一つはありますけれども、続けていくとすれば、やはり環境庁  
の指示どおりに値上げをしなければならぬ。そういうものでは  
ないと思いますので、私はこの提案に対しては疑問を持つ者です  
一応質問を終わります。

○一五番（辻田 実君） ただいまの関連しまして質問したいんで  
すけれども、あそこらの民宿の料金というのはどうなっておるの  
か、これらの問題と関連性を持たしてきたのかどうか。

今回、鳩山荘の料金が上がることによって、あの地域の民宿の料  
金そういうものには影響が出るのか。どういうふうになるのか。  
そういう関係は今までどうであったのかということについて、ち  
よって御説明をいただきたいと思えます。

○鳩山荘支配人（野中圭太郎君） 申し上げます。

館山市の民宿組合でございました民宿の料金は二千三百円から  
二千四百円というふうになっておると思えます。これは五十年  
度の分でございます。

民宿の場合と、それから鳩山荘の場合で、鳩山荘にまいりまし  
たお客さんがいっぱいだからといってお断わり申し上げますと、  
民宿いかがでしょうかという中には民宿でもいいというお客  
さんと、民宿ではいけないというお客さんと二つありあるわけ  
でございますが、民宿でいけないというお客さんは、大体が今のこ  
とばで申しますと、アベックさんとか、御家族づれ等で、そうい  
うことは民宿ではふすま一重で、国民宿舎でなければならぬと  
いうことで、直接値上げによって民宿に及ぼす影響はあまりない  
というふうに考えております。

○一五番（辻田 実君） この料金値上げについて、確かに今まで  
はある程度協会のほうからの協定で、ある程度そのつど値上げを  
されてきたと思うんですけども、私は今の館山市の市政の方向  
からいまして、観光ということが非常に大きなウエイトが置か  
れているわけでございます。

単に、私は市長として独立会計そのものを黒字にしていこうとい  
うことは任務であるかも知れませんが、かといって、そ  
のために観光政策そのものについて影響が出てくるということに  
なってくると、それはおのずから問題が遠ってくるんじゃないか  
というふうに考えられるわけでございます。

この点について今、経済が非常に不況に入ってきて、この春先  
あたりはかなり旅館の収入というんですか、減ってきている。観  
光客が減ってきていると、全国的に今は非常な勢いでお客さんの

争奪戦をやっておるといふ状況の中で、国民宿舍というものは全国で三百二十あるそうでございますけれども、そういう中において、館山市は今回の料金の値上げについては据え置いたんだというよりなことが一つのPRというよりな形の中でされるということになれば、かなり館山は安くて、環境がよくて、食べものがいというよりな宣伝で、これは単にほかのチラシを配ったり、いろんなキャラバンを出すよりな経費等を考えていけば、それ以上のもが出てくるんじゃないかということも考えられるんですけども、そういう面についての配慮、そういうものはどうであったのか。これらについては民宿組合とか、こうしたところの観光業そういうようなものとのある程度意見とか協議、そういうものはなされてきたのか、どうなのか。単に赤字、黒字の問題だけで提案されたのか。その点について、その経過を説明願いたいと思つます。

○鳩山荘支配人(野中圭太郎君) 去る二十四日県におきまして千葉県下の支配人会議が招集されました。県の観光課長の説明によりまして値上げ案が出されたわけでございます。

その席上で、県下十五カ所の宿舍は現在大体七カ所程度が赤字を計上してある。こういう段階でございます。そこで、五月の議会に上程いたしましたして、六月一日から実施したいという市町村が館山市と鴨川市に、野栄町でございます。残りの市町村は六月の定例会に上程をいたしまして、七月一日から実施する。かような段階になっております。

それからもう一つは、民宿組合、その他の関係団体との話し合いと申しますか、そういうものは今まで行なっておりません。

○二一番(田中祿郎君) ちょっとお伺いしますが、四十三号議案この条例は五十年六月一日から実施するということでございますが、おそらく鳩山荘のほうは予約の申し込みがあると思ひます。この予約申し込みがあった場合は、六月以前ですから現行の料金でやりになるか。

それから、予約金ですね。これが八百円から一千円に上る。こういうことですが、もしキャンセルした場合ですね。これは六月以後になってキャンセルした場合、千円ちょうだいするか、八百円でもいいのか。こういうことが問題になってくると思うんですが、こういうことはどうお考えになっておりますか。それをひとつ、お聞かせ願いたいと思ひます。

○鳩山荘支配人(野中圭太郎君) 申し上げます。

六月以降の予約につきましては、当然値上げになるわけでございますので、一応現在まで予約を受けつけたものは大体二百八十件ぐらいでございます。

そこで、環境庁の指導によりますと、値上げを実施する場合は予約を申し込みを受けてある場合については、予約をした人に対してあらかじめ文書をもって了解を得た上で予約を実施しなさい。かようになっておるわけでございます。

したがって、今回仮りにこれが実施になりますと、はがきにその旨を印刷しまして、予約者に対して發送して了解を得るようになっております。昨年度もそういうことで一応実施いたしました。が、トラブルは一件もございませんでした。

それからもう一つは、キャンセルの場合でございますけれども、ただいま予約八百円でございますが、利用日を除く七日以内にキ

ヤンセルがあつた場合は全額いただくわけですが、七日以前でございませと、予約金を手数料それから郵便料を差し引きまして全額お返しする。こういうことになっておりますので、今回の場合は一応現行どおり八百円の線でこれを実施したい。かように考えております。

〇一六番（安西益男君） 支配人のお話ですと、だいぶ利用の人氣があるというようなお話してございますが、これからの推移として利用者がふえていく。そういった見通しを立てているのか。減っていくのかということ。

それから、現状では特に新聞等をみますと、冬の場合なんかは二泊で予定した人が非常に施設がわるいので、一泊で帰っちゃうというようなことで、値上げをしても施設をちっとも直さないといいことでは利用者が減っていくということは、はっきりしておりますが、そういった点のはっきりした点を今後早急に考えていかなければならないんじゃないかと思いますが、同時にまた、値上げをした場合には年間の程度の今までの差が出てくるかという点ですね。値上げしないとまずいものを食わしていたんではこれまたいけないんですけれども、他と比較してやはりそういった見劣りしないように維持していくためには相当研究する余地があるろうかと思いますが、そういった点。利用のこれからの程度。そういった点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

〇鳩山荘支配人（野中圭太郎君） 申し上げます。  
今後の利用についての見通しでございませけれども、二、三年来、観光客の動向と申しますか、そういうものが内湾から外房のほうに移動しておるのが事実でございまして、それもひとつ原因

かと思われませが、なお、鳩山荘は三十五年に開設しておりますけれども、その後逐次各市町村におきまして開設がなされ、現在十五カ所ございます。外房関係だけでも十カ所近くあるわけでございますが、そういうふうに分散される懸念も多分でございます。

同時に、先ほど来申し上げましたように、冬のお客さんが寒いためにだんだん減少していく。今年の冬、仮りに営業をするといたしますと、現在の暖房施設といたしましてはこたつだけに頼っているわけでございますが、今まで石油ストーブも考えないわけではなかつたんでございますが、火災予防、その他の点につきましてちゅうちょいたしまして、石油ストーブ使用しなかつたわけでございますが、料金も上るし、暖房施設もわるいということではお客さんに対して非常に申しわけないということでございますので、今年の冬は石油ストーブなどを入れてまして室をあつたかくしていきたい。かように考えております。

〇一六番（安西益男君） 県下には十五カ所あるということでございますけれども、廃止をきめているのはほかにあるかどうか。特に館山の場合は観光施設という点では非常に貴重な貢献したんじゃないかというように感じられるわけですが、そういった点で、これを廃止するということは相当慎重を期していかなければ、やめちゃつてから取り返しがつかないことではございませので、そういった点十分検討していただきたいと思いますが、県下ではほかに廃止するところがありますか。

〇鳩山荘支配人（野中圭太郎君） 県下では今のところございませぬ。  
〇一六番（安西益男君） 極力、県下のそういった面を考えながら

特に館山の観光という面から十分ひとつ慎重を期して今後やって  
いいただきたい。要望しておきたいと思えます。

〇一〇番（流山源次郎君） 私は、二十八日の経済委員会におきま  
して鳩山荘のほうから出ましたデータでは、この最近の三カ年  
においては年々利用人口が減っているという説明を受けたんでご  
ざいまして、それが終りましてから一応鳩山荘の現地を視察した  
わけでございますが、私なんか、鳩山荘に行ってみて、人口が減  
る一つの原因が、やはり鳩山荘が非常に古くなって設備のわるい  
という説明を受けたんですが、鳩山荘に行ってみまして、非常に  
すさまじい現在の装置だったから非常に季節風に関係するところ  
は相当ひどいと思うんです。

結局、従業員の様子をみても、従業員はほとんど減らしてしま  
っておるといふ現状であり、また各室の壁なんかみてもいたんで  
割れ目ができておるといふことになりまして、いくら国民宿舎で  
も安かろう、わるかろうではほとんどお客もこなくなるんじゃない  
いかということを考えたんですが、今度の値上げに對しまして、  
値上げ分ですらいった点の、不備の点を解消できるかどうか。お  
聞きいたしたいと思えます。

〇鳩山荘支配人（野中圭太郎君） 今回の値上げによりまして、大  
体昨年度並みに客があったと仮定いたしますと、七百万円程度の  
増収があるかと思えます。

その使い道でございますけれども、人件費、需用費、備品そう  
いったものに充当したい考えでございますが、先ほど申し上げま  
したようにストープなんかその中に入りますけれども、修繕費  
につきましては現在非常にいたんでどうにもならないものは、そ

の場で即、修繕をいたしておりますけれども、その他のものにつ  
きまして、たとえ壁だとか、ふすま、それから畳おもて、そう  
いった直接早速取りかえなければ営業にさしつかえるというもの  
でなければ当然あとまわしになるものでございまして、なるべく  
ならば逐次そういったものも整備したい、かように考えておりま  
す。

〇一〇番（流山源次郎君） 今の質問に関連して市長さんに要望し  
たいんですが、館山市で結局、国民宿舎として全国に誇り得る鳩  
山荘でございますが、そういう設備の非常にわるさということは  
なかなか自分の、自己負担においては完全なる修理は不可能な現  
状である。今後、鳩山荘を利用するという段階になって、市の財  
政として非常に苦しいと思えますが、この点につきまして、前向  
きの姿勢で善処をお聞きしたいんですが、市長さん、助役さんで  
もいいんです。結局、自分の力で完全なる鳩山荘のわるい個所、  
そういったものの改修が不可能な現実を考えた場合に、現在の市  
の財政というべきものは非常に苦しい財政はわかりませんが、館山市  
が観光面とか、あらゆる面においてこの鳩山荘は一つの看板でご  
ざいますので、その点についてのある程度の予算措置をもって鳩  
山荘の改善とか、そういうものに取り組む市長の気持を聞かして  
いいただきたいということでございます。

〇市長（半沢良一君） 先ほどからも御答弁申しましたように、私  
は基本的に公営企業というのは独立採算であるべきだというふう  
に考えておりますが、いろいろそういういかな面もありますし、特  
に鳩山荘に關しましては皆さま方がお話しがございましたように  
確かに館山の観光の一つの拠点になっていることは十分わかって

おりますが、ですから、そういう意味では一般財源から繰り入れ  
ということも考えられないわけではございませんが、現在の、本  
日御審議いただきますように、昭和四十九年度三億五百万ほどの  
赤字でございますので、そういう財政状況の中では今、ちょっと  
一般財源から繰り出すということは、私は考えたくないと思っ  
ております。

〇一五番（辻田 実君） 市長に基本的な問題について問いただ  
したいと思うわけでございますけれども、今日本じゅうどこに行  
っても国民宿舎というのはブームでございます。

観光を打ち出すと、どこの町村でもどうしても国民宿舎を持  
ててよう、持ててようということでもって、市町村がこぞって  
誘致して建設していることはご存じのとおりだと思います。私も  
幾つかの市において、この国民宿舎を設置するために町をあげて  
関係機関に陳情に行き、そうして大金を使って、そうして建った  
ということでもって非常に喜びをもってやっている事実というも  
のを幾つかみております。ごく最近でもそういうのがございま  
す。なお、幾つかの都市において国民宿舎ができないかというこ  
でもって、猛運動しているという自治体を幾つか知っております。

そういう中において、館山市の場合、経営が赤字だというよ  
うなことについてはかなり問題があるんじゃないか。その問題から  
端を発して、先ほど菊井議員が質問されましたように、なんか先  
に対して廃止もしかねるといふようなデータがちらほらちまた  
に流れるといふことについては、これは重大問題だと私は思うわ  
けでございます。

そうして今、このように料金を上げなければならぬというこ

とは、最近建ったところの国民宿舎はほとんど鉄筋の冷暖房つき  
の、もう普通の一流ホテル並みに近いような宿舎を建てている  
です。そのことについてはよくご存じだと思います。その国民  
宿舎を中心にして料金というのがある程度出てきておる。そこで  
赤字が出ていくということならやむを得ないですけれども、館  
山のように償却はほとんど終りかけておる。あと起債の残額も幾  
らもない。こういう状況の中で、同じ料金で経営しておって、そ  
うして赤字が出るということについては一般的には考えられない  
ことなんです。

この点については、私は廃止する云々ということよりも、むし  
ろなぜ鳩山荘が赤字になるのか、また今まで毎年毎年一般並みに  
料金を上げてまいりました。そうして上げなくても済むけれど  
しかし施設の充実をするんだとか、今上げておかなければ将来赤  
字が出てくるという形の中でやってきて決して低いものではござ  
いけません。また、ほとんど償却も終りかけておる。そうして十何  
年前の建物で原価も安いという中で、同じ料金でもって赤字が出  
るといふことは、私は執行にあたる者がもう少し慎重に考えても  
らわなければいけないんじゃないか。その点についてはどのよう  
に考えておるのか、はっきりさしていただきたい。場所がわるい  
のか、それとも館山市の観光政策がわるいのか。また周囲にいろ  
んなところの観光施設ができてそれに圧迫されてしまつて、そう  
して国民宿舎が成り立たないのか。そういうような大きな問題が  
あるのじゃないか。

さもなければ、毎年このような形の中でもって国民宿舎の料金  
についてはやはり全国並みなんだから上げていこうと、上げてい

くことによつて少しでも財源がふえて、今流山議員がいったように、新しい他の市町村が建てておる近代的な国民宿舎になるような積み立て金になればいいじゃないか。積み立て金はまだ一千万でございますけれども、この料金を値上げする中において、むしろ私はやめるなんていうようなことではなくて、そういう時代逆行でなくて、国民宿舎というのはその市町村に持ったところの無形の財産だと思つてでございます。いらない財産ではなくて、どこの市町村でもほしがらる財産だと思つてございます。その点はどうなのか。

そういう観点に立つて、今赤字が出る。これからも赤字が続きます。そうだとすることについては、その鳩山荘の運営、そういうようなものについて欠陥がありやしないかというふうに思われるわけでございますけれども、どのように配慮されておるのか。ひとつ御答弁をいただきたいと思つてます。

○ 助役（畠山 伝君） 御答弁申し上げます。

なるほど、各町村とも国民宿舎をつくるということにつきましては、いろいろ県、国に陳情を重ね、努力をいたしまして、お許しをいただいて建てる。この努力はたいへんなものがあるわけでございます。

そこで、鳩山荘におきましては、御案内のように建物もあつた形でも古くなりまして、特に冬場はすさまじい風等で皆さまに御迷惑をかけておりますが、なお最近、ある市で鉄筋コンクリートの相当の設備でつくりました宿舎にいたしましたも、相当経営にきびしいところも伺つておるわけでございます。

ですから、そういうことも考えながら、引き続きい合わせるサー

ビスと申しますか、そういうものを支配人はじめ皆さんで努力してまいりまして、そこでなお十分検討を重ねてまいりたい。かように考えておりますので、またひとつ、御指導いただきたいと思つてます。

○ 一五番（辻田 実君） それでは答弁にならないんですよ。一般的に考えても減価償却を終わらうとしておるところの住宅なり、営業施設がそう赤字になるわけじゃないんですよ。料金同じですから。一般的にいえば、新しい建物を建てて近代的な施設になれば料金が低いんですよ。一般はどこでも古い建物は償却終つておるからというところでもって値段を安くして、そうして利益を同じように確保するのが一般的常識なんです。料金は国民宿舎ですからほとんど同じです。大したことはない。鳩山荘がどうして赤字を出さなければならぬのか。そういう面に対しておるところの検討の意向があるのかどうか。

率直にいつて、私に意見をいわしてもららうならば、これでもって先ほどいわれましたように、もうやめるんだら、ここで上げる必要はないと思つてます。そんなふらふらしたようなことでもって、やめるなんていうことは今の時代の中であり得ないことですよ。とすれば、もう少し今どうして赤字なのか、ただ不況によつて少し赤字になつたというふうな問題ではないかと思つてわけでございます。

先ほど出ておりましたように、安西議員がいわれましたように、かなり古くなつてしまつて、これでは三日いたかつたけれども、二日しかいられたかつたというふうな問題もあるのか、どうなのか。そういう点をもつと掘り下げてもらわなければいけない

んじゃないか。そういう点についても取り組む姿勢があるのか、ないのか。そうして実際今の国民宿舎を育てていこう。そうして今まで果してきたところの国民宿舎の役割というものをさらに地域の民宿なり、観光協会等と協力しながら考えようという面がない中をもって、単に環境庁が五月二日に上げてよろしいといったから上げるなんていう、そういう形は私はあまりに責任がないんじゃないかというふうに思われるわけでございますけれども、そこらへんについてはいまだに考えはかわりがないのか、あるのか。これは先ほどの質問に非常に追い打ちみたいになりますけれども、そこらへんをひとつはつきりさしていただきたいと思えます。そうでないと、この料金について上げるから云々ということについてはなかなか判断に迷うわけでございますので、ひとつ御答弁をよろしく願いたいと思います。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午後二時 十分 休 憩

午後二時三十分 再 開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○鳩山荘支配人（野中圭太郎君） 申し上げます。

赤字対策ということでございますが、第一番に考えられますことは、これも利用客の減少ということが一番大きな原因でございますが、その原因は先ほど来申し上げましたように、利用客そのものが減っていると申しますか、減っていることは県内で同じような宿舎が三十五年以来現在までに十五カ所できたということとで相当数のお客さんが分散されるのが一つの原因かとも思われます。

それと同時に、先ほど来申し上げましたとおり、施設が老朽化しておることも事実でございますが、その対策といたしまして、PB面でございますが、これは国の国民宿舎協会あるいは県下の国民宿舎協会ここで一括しおりとかパンフレット、あるいは新聞等でPBいたしまおるわけでございますが、その他鳩山荘での対策と申しますと、昭和四十九年度は職員が十五名おったわけでございますが、現在は正職員が十一名でございます。臨時を二人入れました十三人、人件費を大幅に減らしておるようなわけでございまして、その他サービスマンにおきましても極力親切をモットーにいたしましてつとめておるような現況でございます。

○一五番（辻田 実君） 県内に十五カ所の国民宿舎ができたからというよりなことがいわれておりますけれども、このことの減少ということは、それでは館山全体の観光客そういうものの減少ということもあるのか、どうなのか。鳩山荘だけのことなのか。そこらへんについてはどうなのか。お伺いしたいと思います。

○鳩山荘支配人（野中圭太郎君） これは今年の二月十八日新聞に出た数字でございますけれども、昨年度よりも減っておるとい前書きでございますが、館山が百五十万人に対して鴨川が二百四十四万三千人、富浦が五十万六千四百人、富山町が七十一万八千人、鋸南町五十万六千人、それと反対に外房の白浜にいきますと二百三十五万人、千倉が五十八万九千、丸山町六万一千、小湊町が二百二十万九千というふうに外房のほうが大幅に伸びておるとい現状で、あなたが鳩山荘ばかりではないというふうに考えております。

○一五番（辻田 実君） 市長に聞きますけれども、市長は今まで

いろいろ商工観光関係の仕事の責任ある立場にあったわけでございます。こうして観光そのものが外房に移って館山のそういうものが減っているという現状の中でもって、鳩山荘を後退する方向でやる方がいいのか、どうなのか。こちらへんについてはどのように考えておるのか。ひとつはつきりさせていたいただきたいと思えます。

○市長（半沢良一君） お答えします。

宿泊設備ということ鳩山荘だけで考えるべきものではなくて市内全体の観光誘致施策として考えべきだと考えているわけですが、鳩山荘ができましたのは昭和三十五年でございますが、その当時はあまり民宿なんかなかったわけでございますが、鳩山荘ができて、そして鳩山荘の評判たいへんよろしかったんで、それが一つの契機となりました、西岬から富岬にかけて民宿がふえてくるわけでございます。

そういう意味で、私は歴史的な使命を果たしたんだということばを使っているわけでございますが、鳩山荘が現在お客さまがだんだん数が減っておるのが実態でございますけれども、しかし一面民宿、西岬荘とか、鳩山荘ができたときにはなかった民宿のお客さまがふえているわけでございますから、そういう意味では鳩山荘自体の収容人員が、鳩山荘のお客が落ちても、館山市全体ではふえているのだと理解いたしております。

私は、鳩山荘についてはやめると申し上げているわけではなくて、こういう現状にあるので、今後の課題として検討いたしたいと申し上げているわけでございます。

○一五番（辻田 爽君） 私は、その検討するところにあい

まいさがあるんではないか。その点についてはやはりもう少し鳩山荘に対するところの問題が市長自身に対してないと、やはり先ほどから出ておるような問題が起きてくるんじゃないかというところで、検討するということはやめるといふことを前提にして、やめるか、存続するかということと検討するということのようにかがわれておりますけれども、そういうことの検討をなすか。

むしろ、私は、検討するということは、今の設備をもっと充実し、発展させていくんだ。前向きの中で検討するということよりも、むしろ市長の答弁それから最近にみられるところのいろいろなちまたに広がる話、こういうものはむしろ鳩山荘を廃止していくんだと、こういう中におきますところの検討というふうに取り扱われるわけでございますけれども、先ほどの菊井議員の質問に対しても私はそのように理解したわけでございますけれどもそのように理解していいのか、どうなのか。そのところをもう少し正確に御答弁願いたいと思えます。

○市長（半沢良一君） 廃止を含めて検討いたします。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

#### 委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、決しま

した。

## 討 論

○議長（吉田勇治郎君） 討論を行ないます。

○一八番（渡辺軍治郎君） 私は、議案第四十三号館山市国民宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論いたします。

質疑の中でかなりはつきりしましたことは、国民宿舍の館山の条件から考えて、料金の値上げがやられたということではないということなんでしょうね。これは環境庁の料金の基準に基づいて、基準の改定ということに基づいてそれにならうという形でやられています。鳩山荘の実態をみれば、宿舍は相当老朽化して設備も不十分だ。そういう中で料金を上げるといふことは、これはサービスをよくするというよりもサービスの低下につながる。要するに、高い料金で非常に老朽化した設備のわるいところであるという事は、これは外から入ってくる人からみれば非常によくない印象を与えると思うんです。

そういう面からいって、また付近の民宿等の比較をみましても民宿が二千三百円、鳩山荘は二千八百円と五百円も高い料金、こういうことは、鳩山荘が今まで館山市の観光にとって非常に役立ってきているという面は今でもやはり消えてはいないと思うんです。今後私にはやはり国民宿舍を発展させることが館山市の観光を発展させることにつながるんだというふうに考えております。

市長は、独立採算制ということを強調しますが、観光政策そのものからみれば、たとえ赤字が出て一般会計から補てんしてで

も館山市を紹介することに役立つならば、観光政策としてやるべきだという立場に立っております。

また現在、インフレと不況が解決されたというよりなこういう状態にない。そういう中で、国民宿舍の料金といえはある程度公共的な意味も含まれた料金の値上げですから、そういう面については物価はやはりおさえていくという面からみても、この値上げはやめべきだというふうに考えてこの議案には反対いたします。

○議長（吉田勇治郎君） 他に賛成の討論ございませんか。

他に討論ございませんか。

○一五番（辻田 実君） ただいまの質疑の中におきまして、市長が廃止するということも含んで検討していくということでございますので、私はこの値上げについて反対をしたいと思いますというわけでございます。

と申しますのは、今、館山の鳩山荘の今日までの経過として鳩山荘の会計をみる場合に、本年度の決算において若干の赤字が出るということでございますけれども、しかしながら、予算をよくみてもらえばわかりますように、一千万円からの設備積み立て金があるわけでございます。やめるということがある程度その施行者の中にある中において、これを値上げをしていくということについてはこの値上げの金額からいって妥当ではないというふうに思います。

もう少し、この値上げについては将来的な展望に、そういう経営がされていくということが明確にされていく中でなければ、物価の上げさらには民宿組合等のつり合ひの問題、こういう面から考えて私は適当な時期じゃない。永久にということじゃございませ

せんけれども、現時点でそういう考え方を持つ中において私はやるという点については、鳩山荘の職員さらには鳩山荘を取り巻くところのいろいろな観光業者に対する影響は非常に大きなものがある、私は適正を欠くものと判断いたしました、この値上げ案については現時点については賛成できかねますので、反対をいたしたいというふうに思います。

さらに、この点について、市長が鳩山荘を新しくやっていると云うことでもって、やめるなんていうことは毛頭ないというようなことになれば、また事態は別ですけれども、そういう面を含んでという、含むにしてもそれが何分の一であろうとも、そういう形が現在答弁の形の中でもって出てくるという中においてはこれは納得できないということをつけ加えておきたいと思えます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に討論ございませんか。― 討論なしと認めます。

討論を終ります。

## 採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。本案に対する採決は起立により行ないます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田勇治郎君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

延

会 午後二時四十六分延会

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次会は、明五月三十一日午前十時開会といたします。その議事は補正予算の審議といたします。

本日はこれにて延会いたします。どうもごくろうさまでございました。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、議案第四十二号乃至議案第四十五号

